

広島県告示第889号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定による特定施設の構造等変更許可の申請があったので、同条第3項において準用する同法第5条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成25年12月5日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	広島県尾道市向東町14703番地の10 丸善製薬株式会社 代表取締役 井元 勝恵
工場又は事業場の所在地及び名称	尾道市向東町14703番地の10 丸善製薬株式会社本社工場

2 申請の内容

47 ホ 医薬品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設1基の使用の方法を変更し、47 ハ 医薬品製造業の用に供する分離施設9基の能力及び使用の方法を変更する。また、廃液濃縮装置及び水処理装置の使用の方法を変更するとともに、第1排水口の排出水の汚染状態を変更する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その1) 変更

		変更前	変更後
種	類	47 ホ 医薬品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設（廃ガス捕捉装置）	47 ホ 医薬品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設（アンモニア脱臭装置）
工期等	工事着手予定年月日	既設	許可後直ちに
	工事完成予定年月日		着工後60日以内
	使用開始予定年月日		完成後直ちに

使用の方法	項	目	通常		最大	
			通常	最大	通常	最大
排出される汚水等の状態		窒素含有量 (単位: mg/L)	1	1	300	360
		アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位: mg/L)	—	—	750	900

(その2) 変更

			変更前		変更後		
種 類			47 ハ 医薬品製造業の用に供する分離施設 9 基 (酸析槽02-S A-010~018)		47 ハ 医薬品製造業の用に供する分離施設 9 基 (C G A酸析槽02-S A-010~018)		
能 力			14.25m <sup>3</sup>		11m <sup>3</sup>		
工期等	工事着手予定年月日		既設		許可後直ちに		
	工事完成予定年月日				着工後60日以内		
	使用開始予定年月日				完成後直ちに		
使用の方法	項 目		通常	最大	通常	最大	
	排出される汚水等の状態	化学的酸素要求量	(単位: mg/L)	1,400	1,600	2,400	2,800
		浮遊物質		190	230	200	300
		窒素含有量		200	200	1,000	1,200
		アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物		—	—	2,000	2,500
排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m <sup>3</sup> )		45	45	24	24		

(2) 汚水等の処理の方法

(その1) 変更

	変更前	変更後

種 類		廃液濃縮装置																		
工期等	工事着手予定年月日	既設																許可後直ちに		
	工事完成予定年月日																	着手後60日以内		
	使用開始予定年月日																	完成後直ちに		
使用の方法	項 目	処理前		処理後								処理前		処理後						
		廃液濃縮物		廃液濃縮物		ドレン水		洗缶液		廃液濃縮物		廃液濃縮物		ドレン水		洗缶液				
	通常		最大		通常		最大		通常		最大		通常		最大		通常		最大	
	排出される汚水等	化学的酸素要求量	1,500	1,700	10,014	11,735	60	60	2,091	2,590	1,800	2,100	18,000	21,000	60	60	2,500	3,000		
		浮遊物質質量	320	370	3,934	4,091	0	0	518	522	200	260	2,000	2,600	0	0	2,100	2,520		
		窒素含有量	30	30	300	300	0	0	170	210	520	600	5,200	6,000	0	0	300	390		
		燐含有量	2	2	20	20	0	0	17	21	10	10	100	100	0	0	20	20		
アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物		-	-	-	-	-	-	-	-	800	1,000	8,000	10,000	0	0	400	450			
排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m <sup>3</sup> )		45	45	4.5	4.5	63	63	15.3	19.3	75	75	7.0	7.0	91	91	15.3	19.3			

(その2) 変更

		変 更 前								変 更 後									
種 類		水処理装置																	
工期等	工事着手予定年月日	既設																許可後直ちに	
	工事完成予定年月日																	着手後60日以内	
	使用開始予定年月日																	完成後直ちに	
項 目		処 理 前				処 理 後				処 理 前				処 理 後					
		通常		最大		通常		最大		通常		最大		通常		最大			

使用の方法	排出される汚水の状態	化学的酸素要求量	(単位： mg/L)	1,545.0	1,972.2	120.0	200.0	1,600.8	2,028.2	120.0	200.0
		窒素含有量		119.9	150.6	55.0	75.0	139.5	177.4	67.0	91.0
		燐含有量		12.0	15.0	4.0	6.0	12.4	14.9	4.0	6.0
		アンモニア，アンモニウム化合物，亜硝酸化合物及び硝酸化合物		—	—	—	—	59.3	67.1	30.0	40.0

(3) 排出水の汚染状態及び量

(その1) 変更

排水口名	項目	(単位： mg/L)	変更前		変更後	
			通常	最大	通常	最大
第1排水口	窒素含有量		7.5	13.2	8.4	14.4
	アンモニア，アンモニウム化合物，亜硝酸化合物及び硝酸化合物		—	—	2.3	3.2

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成25年12月5日から平成25年12月26日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県東部厚生環境事務所環境管理課並びに尾道市市民生活部環境政策課